

※ 令和7年度 ※

福祉灯油等購入助成事業を実施します！

町では、灯油価格の高騰対策として、次の要件に該当する世帯に
灯油100リットルまたは、相当分の薪または電気代
を助成します。

対象世帯

※次の1～3の要件をすべて満たすこと。

- 1 令和7年12月1日時点で下川町に住所があり、申請日まで引き続き居住している世帯
- 2 令和7年度市町村民税非課税世帯
(※令和7年1月2日以降に下川町に転入した方は、令和7年度市町村民税非課税世帯を証明する書類を持参してください。)
- 3 次のいずれかに該当している世帯
 - ① 高齢者世帯（原則として65歳以上の方で構成する世帯）
(年齢の基準は令和7年12月1日です。)
 - ② 障がい者世帯
(療育A、精神1～3級、身障1～3級(3級は内部障害のみ))
(※身障3級の内部障害：心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害)
 - ③ 子育て世帯
(18歳未満の児童若しくは、18歳以上20歳までの児童を扶養する世帯)



【注意】 ただし、次の世帯は対象となりませんのでご注意ください。

【裏面へ続く】

- ・高齢者世帯の場合、住民基本台帳上、同一世帯・世帯分離にかかわらず、高卒年齢以上65歳未満の同居者がいる世帯
- ・課税世帯から扶養されている世帯
- ・あけぼの園、生活支援ハウス、山びこ学園、福祉等施設（ぬく森、グループホーム等）、一の橋集住化住宅の入所（居）者
- ・生活保護費、中国残留邦人等支援給付受給世帯

申請期間

令和8年1月13日（火）～令和8年3月13日（金）

※申請受付は開庁日、開庁時間とさせていただきます。

申請場所

総合福祉センター「ハピネス」（印鑑は不要です。）

★申請後に審査し、対象と認められた方には窓口で承認通知をお渡します。
業者から灯油または薪の供給を受けていただくことで助成といたします。
ただし、オール電化住宅の方は、口座振込による現金給付となりますので、
通帳等をご持参ください。

★臨時窓口については開設いたしません。

★審査の結果、対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。



《お問い合わせ》
保健福祉課 福祉係
☎4-2511（内線726）